○経済産業省告示第百四十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	変更前後別	事業所の所在地
日本検査株式会社	前	東京都中央区八丁堀二丁目十番七号
	後	東京都中央区八丁堀二丁目九番一号

○国土交通省告示第八百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、福島県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十七年七月六日付をもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

調査を行う者の名称	調査地域（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち左記図幅内の地域）	調査期間
福島県	只見、小林（福島県の区域に限る）	指定の日から平成二十八年三月三十一日まで

○国土交通省告示第八百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地の表示

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤琴沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県山本郡藤里町藤琴

字前平　九番三　一号及び二号

一一番　三号

一二番一　四号

一五番　五号

一六番　六号及び七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷地村沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖田沢

字前郷沢　一〇〇番二　一号

一〇〇番一　二号及び八号から十五号まで

一〇二番　三号及び七号から二十六号から二十三号まで

九九番一　四号　五号及び六号

字高屋　一六二番二　一六二番二地先道路敷

○国土交通省告示第八百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地の表示

大道沢

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と八号を平成二年建設省告示第八十一号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱八号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を昭和四十三年建設省告示第千二百十三号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖刺巻

字大道　二番一　一号及び十四号

五番一　二号及び十三号

六番　三号及び十二号

二四三番二一　四号

二四三番三三　五号

二四三番三二　六号

二四三番五五　七号

二四三番七九　八号

二四三番八二　九号

二四三番七　十号及び十一号

○国土交通省告示第八百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

又兵衛山二号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県安達郡大玉村玉井

字又兵衛山　四八番三　一号及び五号

四八番一　二号から四号まで

四七番一　六号及び九号

四一番一　七号

四二番二　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県東白川郡矢祭町大字関岡

字滝ノ沢　一九八番一　一号及び二号

二三九番三　三号

二三九番一　四号及び五号

二〇二番　六号

一八〇番　七号

一七二番一　八号

一七三番　九号

二四四番二　十号及び十一号

一七六番　十二号から十六号まで

一六八番　十七号から二十号まで

○国土交通省告示第八百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第四十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

石川県輪島市杉平町

石ヶ坪　一三番一　一号

一四番一　二号

二四番　六号

二五番　七号

三四番　八号及び九号

三二番　十一号

三一番　十二号

五番　十四号

六番　十五号

一〇番　十六号及び十七号

二番丙　三号及び四号

七字　五号

四番二　十号

大山田　四六番一　十三号

八字　二八番　川島川二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県鳳珠郡穴水町字川島

タ　七番二　一号、二号、二十一号及び二十二号

七番一　三号、四号、十九号及び二十号

ク　五〇番甲　五号から十八号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県金沢市高尾町

ウ　一六番五　一号及び二号

一六番六　三号から六号まで

一六番九　七号及び八号

一六番二　九号